

株式会社グラッドキューブ 定款

第1章 総則

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社グラッドキューブと称し、英文では、GLAD CUBE Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 インターネットホームページの企画、制作、運営及びコンサルティング
- 2 インターネット広告代理店
- 3 インターネットアクセス解析コンサルティング
- 4 インターネットを通じた通信販売業
- 5 映像、画像、音楽等著作物の企画、編集、制作および販売
- 6 インターネット上のショッピングモールの開設
- 7 インターネットによる情報提供サービス事業
- 8 パソコン、タブレット端末、スマートフォン向けのアプリケーション開発
- 9 スマートフォンアプリゲームの企画、開発及び運営
- 10 ソーシャルメディアゲームの企画、開発及び運営
- 11 アクセス解析ソフトの開発及び運営
- 12 インターネットを通じたシステム開発
- 13 経営戦略、マーケティングに関するコンサルティング
- 14 物品の販売業
- 15 労働者派遣業
- 16 顧客サポート事業
- 17 医薬品、医薬部外品、化粧品、再生医療等製品、医療機器等の卸並びに販売
- 18 有料職業紹介業
- 19 上記各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1)取締役会

(2)監査等委員会

(3)会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は2,970万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割合を受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の他、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、11名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役と、それ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項に規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 会社法329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規定)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会

規程による。

(報酬等)

第 26 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 30 条 監査等委員会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 32 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 33 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 34 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日からその年の 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(期末配当)

第 36 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(中間配当)

第 37 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日を基準日として、会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領がないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、2025 年 8 月 8 日開催臨時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前の行為に関する同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 2 条 2025 年 8 月 8 日開催臨時株式総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前に在任していた監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同株主総会の決議による変更前の定款第 35 条第 2 項の定めるところによる。